

第 1 章 対象事業の概要

第 1 節 対象事業の名称及び事業者の名称等

1. 対象事業の名称

鉄道事業：成田新高速鉄道線建設事業

道路事業：一般国道 464 号 北千葉道路（印旛～成田）建設事業

2. 事業者の氏名・住所

2.1 鉄道事業

事業者の名称 成田高速鉄道アクセス株式会社

代表者の氏名 代表取締役 澤田 諄

主たる事務所の所在地 千葉県船橋市本町二丁目 10 番 14 号

第 2 節 対象事業の内容

1. 対象事業の内容

1.1 鉄道事業

成田新高速鉄道線は、図 1-2-1 に示すとおり京成高砂～成田空港間約 51.4km の路線で、このうち京成高砂～印旛日本医大間約 32.3km は、既営業路線の北総線である。

本事業の内容は、印旛日本医大～成田空港間の新線建設であり、図 1-2-4 に示すとおり、北総線の印旛日本医大駅から印旛沼を経由して、成田空港高速鉄道線（以下、「NKT」という。）接続点まで新規に鉄道施設を建設し、NKT 接続点から成田空港駅までは、NKT 既存施設に単線軌道を敷設するものである。新線区間には、駅を 1 箇所設置する。また、新規施設建設区間は、一般国道 464 号北千葉道路（印旛～成田）の事業が並行して建設される。

なお、本事業の構造形式の選定にあたっては、水田地域の生活環境、土地の改変及び廃棄物等の環境への影響並びに経済性観点をも考慮し、橋梁形式を標準構造として採用した。